

神明・五福地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 公益社団法人富山県看護協会が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行なう指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師又は経験ある看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の職員が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、市、保険・福祉・医療・介護関係機関、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行なう者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 神明・五福地域包括支援センター
- (2) 所在地 富山市鶴島字川原 1907-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、担当職員の管理、利用の申し込みに係る調整および業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- (2) 社会福祉士 1名以上
指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に関する業務に当たる。
- (3) 保健師又は経験のある看護師 1名以上
指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に関する業務に当たる。
- (4) 主任介護支援専門員 1名以上
指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に関する業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、休日及び12月29日～1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、緊急の場合は時間外でも電話等で相談業務を行う。

(指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は事業所及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行う。
- (2) 利用者の相談及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その他具体的には、「指定介護予防支援等の事業の人員及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第37号第29条～第31条の規定）、「富山市指定居宅介護支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に従って実施する。

(利用料)

第7条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、富山市（神明・五福）とする。

(緊急時、事故発生時における対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第10条 事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6か月に1回以上開催する。その結果を、職員に周知徹底することとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が知り得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は、その代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第 12 条 事業所は、提供した介護予防支援に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は利用者等の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所職員又は介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備するものとする。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、職員が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる
- 3 事業所は指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は富山市、公益社団法人富山県看護協会及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 4 年 6 月 18 日から施行する。

附則 この規程は、令和 6 年 6 月 15 日から施行する。